(趣旨)

第1条 この要領は、鹿屋市広告事業実施要綱(平成19年鹿屋市告示第90号。以下「要綱」という。)第4条の規定に基づき、鹿屋市(以下「市」という。)ホームページへの有料広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) バナー広告 市ホームページのトップページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するホームページにリンクするものをいう。
 - (2) 広告取扱業者 市ホームページのバナー広告掲載枠を買い取った事業者をいう。
 - (3) 広告主 市ホームページに、バナー広告を掲載する者をいう。 (有料広告の種類)
- 第3条 有料広告の種類は、バナー広告とする。

(広告掲載の制限)

- 第4条 次に掲げるバナー広告は、掲載しない。
 - (1) 要綱第3条第1項及び鹿屋市広告事業の実施に関する表示基準に定める広告の内容のもの
 - (2) 要綱第3条第2項及び第3項に定める広告主に係るもの
 - (3) その他市ホームページへの広告として適当でないと鹿屋市広告審査 会が認めるもの
- 2 広告主が指定したリンク先のホームページの内容についても、前項の 規定を適用する。

(広告の規格等)

第5条 バナー広告の規格や表示箇所など、バナー広告に関する掲載基準は別に定める。

(広告主の範囲及び広告の優先順位)

- 第6条 広告主は、原則として県内に事業所等を有するものとする。ただ し、市内にゆかり(出身者等)のあるものは、この限りでない。
- 2 掲載する広告の優先順位は次のとおりとする。
 - (1) 市内に本社又は事業所等を有するもの
 - (2) 市内にゆかり(出身者等)のあるもの

- (3) 県内に本社又は事業所等を有するもの
- (4) 広告の掲載を希望する期間の長いもの (掲載期間)
- 第7条 バナー広告の掲載期間は1か月単位で行うものとし、連続する掲載期間は各年度最長12か月間とする。また、継続的に複数月の掲載も可能とする。
- 2 掲載期間中、市の都合によりホームページを閉鎖した場合は、閉鎖した日数に応じて、掲載期間を延長するものとする。

(広告取扱業者の条件及び決定)

- 第8条 広告取扱業者は、市の物品調達等入札参加資格に登録されている 者の中から選定するものとする。
- 2 広告取扱業者を入札により決定する場合は、予定価格を超え、最高額をもって落札した者とする。なお、最高額で落札した者が複数の場合は、抽選により決定する。ただし、この入札により広告取扱業者が決定しない場合は、別に定める方法により決定するものとする。

(広告料金の減額)

- 第9条 広告料金は、要綱第6条第1項の規定に基づき定めるものとする。 ただし、次に掲げる期間(次項の規定により一括前納する場合の期間に 限る。)連続して広告を掲載する場合の広告料金は、期間の区分に応じ、 広告料金にそれぞれ各号に定める率を乗じて得た額を当該広告料金から 差し引いて得た額とする。
 - (1) 6月以上(次号の場合を除く。) 5パーセント
 - (2) 12 月 10 パーセント
- 2 広告料金は、市が指定する期日までに市の発行する納入通知書により 納入するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでな い。

(掲載の申込み)

第10条 広告主の募集を市が直接行う場合、広告取扱業者は、鹿屋市バナー広告掲載申込書(別記第1号様式)にバナーデータ案等広告内容に関する資料を添えて、市長が指定する期日までに申込まなければならない。

(掲載の決定等)

第11条 前条の規定により申込みがあった広告案等は、市長が第4条の 規定に基づき審査を行い、掲載の承認又は不承認を決定し、その結果を 鹿屋市バナー広告の掲載について(別記第2号様式)により通知するも のとする。

(バナー広告データの作成及び提出)

第12条 バナー広告データは、広告主の負担で作成し、市が指定する期日 までに提出しなければならない。

(広告料金の返環)

- 第13条 要綱第10条の規定により返還する広告料金は、掲載を取り消した 月の翌月以降の納付済月額の総額とする。
- 2 前項の規定により還付する広告料金には、利子を付さない。

(広告掲載の取消し)

- 第14条 市長は、要綱第8条又は次のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。
 - (1) 指定する期日までに広告料金の納入がないとき。
 - (2) 指定する期日までにバナー広告データを提出しないとき。
 - (3) 掲載決定後、そのバナー広告掲載が適切でない事象が発生したとき。 (広告主の届出義務)
- 第15条 広告主の募集を市が直接行う場合、広告主は、次のいずれかに該当する場合は、鹿屋市バナー広告掲載事項変更依頼書(別記第3号様式)により、速やかに市に届け出なければならない。
 - (1) バナー広告の掲載を取り下げるとき。
 - (2) バナー広告の内容を変更するとき。
 - (3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
 - (4) その他鹿屋市バナー広告掲載申込書の記載内容に変更が生じたとき。

(広告主の責務)

- 第16条 広告主は、バナー広告の内容その他バナー広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 2 広告主は、バナー広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、バナー広告事業に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要領は、平成19年7月25日から施行する。 附 則
- この要領は、平成19年8月22日から施行する。 附 則
- この要領は、平成20年2月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成22年1月29日から施行する。